

議題3

天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

天理市地域公共交通活性化協議会規約別表（第4条関係）に規定する協議会委員について、次のとおり変更となることに伴い、規約の一部改正が必要となります。

○天理市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

天理市地域公共交通活性化協議会規約別表（第4条関係）中、法第6条第2項第2号の委員である「近畿日本鉄道㈱企画統括部営業企画部長」を「近畿日本鉄道㈱天理駅長」に改める。

※委員の所属団体である近畿日本鉄道㈱における担当業務の見直しのため